

平成28年11月2日

先ずお話ししたいのは今回提示された“議論の整理”についてですが、そもそも 議論の前提が間違っていると思います。

我々 柔道整復師は地方厚生（支）局長、都道府県知事と受領委任の取扱規程（以下「取扱規程」と言います）について契約（協定）を締結していますが、契約相關にはあたらず審査の委任もしていない保険者が存在していること自体が、根本的な問題です。

現行の取扱規程 第5章27には柔整審査会の設置について『健保協会支部長は“設置すること”』、『都道府県知事は“設置させることができること”』と定められていますが、『都道府県健康保険組合連合会会長は“審査を委任することができること”』とする規定が過去の時代背景のまま残り、現在まで言及されなかった結果、柔整審査会に審査を委任している健保組合は約1,400ある保険者の内100団体ほどで全体の7%に過ぎません。残り約93%の健保組合は同規程に定められた審査を行っているとは到底言えず、公的な柔整審査会を経ないまま保険者の自由裁量で療養費の支給・不支給決定を下しているのが現状です。

受領委任払い制度は療養費の支給（償還払い）制度を患者の便宜を図るために一步前進させ柔道整復師に特別に認められている制度ですが、健保組合においてはその運用について受領委任の契約に係る委任を受けることとし、取扱規程を定めておきながら、審査の委任の自由も認め、その支給・不支給決定について柔道整復師から再審査を申し出る道さえ閉ざしていることは合理的とは言えません。審査を委任していない1,300もの健保組合の被保険者にとっても柔道整復術を受診するにあたり決して適正な状況ではなく、不服申し立ての道もないような制度の建て付けは、非常に大きな問題です。

柔整審査会の強化を謳うのなら、全国統一された審査基準を以て公正公平な審査委員で構成された柔整審査会に、全ての保険者が審査を委任するべきで、外部委託点検業者の干渉もしかり、審査を行わないことによって生じている再審査請求の道が閉ざされている状況もなくなります。

被保険者のためにもこの現状を改善するには、柔整審査会の在り方を国の責任において是正することが最優先で、今回の議論の整理に係る対応を先へ進めるための大前提として、歪曲制度の抜本的な整合改革を申し入れます。